

予算審査特別委員会 第2号

令和2年3月17日（火曜日）

○議事日程

- 1 議案第 5号 令和2年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 6号 令和2年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 7号 令和2年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 8号 令和2年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 5 議案第 9号 令和2年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 6 議案第10号 令和2年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算

○出席委員（9名）

- | | |
|----------|----------|
| 2番 逢見輝続君 | 3番 真貝政昭君 |
| 4番 寶福勝哉君 | 5番 梅野史朗君 |
| 6番 高野俊和君 | 7番 岩間修身君 |
| 8番 山口明生君 | 9番 工藤澄男君 |
| 10番 堀清君 | |

○欠席委員（1名）

- 1番 木村輔宏君

○出席説明員

- | | |
|--------|--------|
| 町長 | 貞村英之君 |
| 副町長 | 佐藤昌紀君 |
| 教育長 | 石川忠博君 |
| 総務課長 | 松尾貴光君 |
| 総務課主幹 | 佐藤亘君 |
| 町民課長 | 五十嵐満美君 |
| 保健福祉課長 | 和泉康子君 |
| 産業課長 | 細川正善君 |
| 建設水道課長 | 高野龍治君 |
| 会計管理者 | 白岩豊君 |
| 教育次長 | 本間克昭君 |
| 総務係主査 | 長谷川秀峰君 |
| 財政係主査 | 人見完至君 |

○出席事務局職員

事	務	局	長	三	浦	史	洋	君
議	事	係	長	澤	口	達	真	君

開議 午前 9時53分

○議会事務局長（三浦史洋君） それでは、本日会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま委員9名が出席されております。1番、木村委員につきましては、入院中というところでございます。

説明員は、町長以下13名の出席でございます。

以上です。

◎開議の宣告

○委員長（岩間修身君） おはようございます。ただいま出席委員は9名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前 9時56分

○委員長（岩間修身君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第5号ないし議案第10号

○委員長（岩間修身君） それでは、令和2年度古平町一般会計予算の歳出から質疑を行います。

予算書の86ページ、87ページ、1款議会費について質疑を許します。

○3番（真貝政昭君） 87ページの旅費です。普通旅費と費用弁償について説明してください。

○議会事務局長（三浦史洋君） 普通旅費につきましては、事務局職員の旅費でございます。費用弁償につきましては、議員の旅費でございます。

○3番（真貝政昭君） そしたら、この議員費用弁償の85万4,000円というのは、通常例年行われております札幌のコンベンションセンターで行われている議長会主催の研修会費用ということでしょうか。

○議会事務局長（三浦史洋君） それだけではございません。コンベンションセンターにつきましては議員1名1万5,000円という特別旅費を適用しまして、15万円見てございます。また、議長が公務としまして道内及び道外のほうに出張がございます。道外は金額がかさみますので、そちらの分の積み上げもございます。

○3番（真貝政昭君） 議長会主催の研修会は、主に宿泊に係る費用というのが主だと思うのですが、例年行われております研修会に係る費用というのは大体どれくらいで予算見積りしていますか。

○議会事務局長（三浦史洋君） ご質問、ちょっと理解できませんでしたので、もう一度お願いします。

○3番（真貝政昭君） この85万4,000円のうちで例年行われています道の議長会主催の研修会、宿泊兼ねて行っておりますけれども、これに関わる費用というのは大体どれくらいで見積りをしていますか。

○議会事務局長（三浦史洋君） 道議長会主催で例年7月頃あります。去年は6月でしたが、これは、先ほど申しましたように、1人1万5,000円の10名分、15万円と見積もってございます。

○3番（真貝政昭君） 私も参加したり参加しなかったり、参加しないほうが多くありますけれども、例年ですと研修後に宿泊をして、次の日に帰ってくるということになっておりますけれども、去年は私参加しませんでしたけれども、前日に宿泊をして、そして翌日の研修、そして帰宅という手順で行われております。去年についてちょっと伺いますけれども、なぜ前日の宿泊になったのか伺います。

○議会事務局長（三浦史洋君） びっくりするようなこまい質問で大変ですが、記憶に残っている部分で、研修の後視察ということで、去年だけ前日にしたということは事実でございます。去年は2日目、例年どおりにやりますと議長の集まりというか、要望活動があったような、要望活動または会議ですか、どちらかありました。後日に回せないの、逆転して、前日に古平町の議員さんの研修と。そして、2日目に道議長会のコンベンションセンターでの研修と振り替えたわけでございます。

○3番（真貝政昭君） ちなみに、前日に自衛隊を視察しているというふうに伺っているのですが、この費用は議決事項で、道の議長会に研修に出るということで議決事項で行われている予算ですよ。それを、当日の研修後で宿泊というのであれば、それなりにつじつまが合うのですけれども、前日に行われたということになると、宿泊が。これは、異議を唱える者が出てくる案件だと思うのです。それで、全く行き先は議決事項ではありませんので、議員を送るバス、これは町のバスを利用したのですか。

○議会事務局長（三浦史洋君） 去年は1日目、見聞広めるための議員視察でたまたま自衛隊、自衛隊さんは災害派遣とかでお世話になりますので、行ってまいりました。バスにつきましては、大伸運輸のバスを議員会の経費で借り上げてございます。後半に、2日目につきましては、帰りは町バスでございました。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に2款総務費、88ページから107ページまで質疑を許します。

○6番（高野俊和君） 89ページですけれども、一般管理費の中の12節の委託料のところ、去年から包括業務委託料、包括事業を進めておりますけれども、今回、今年からクリーンセンター、それとBGなんかも指定管理としてこの包括事業に入るということでありましたけれども、今回1,000万ほど予算上がっておりますけれども、これも上がった予算というのはBG、またクリーンセンタ

一の指定管理なんかにもこの今回の予算の中から入っているのでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 包括業務委託に係る部分の予算計上でございますので、指定管理につきましてはBGは教育費、クリーンセンターは衛生費のほうに計上しております。この包括業務委託料が今年度増加した理由につきましては、ふるさと納税に関する事務、出納業務に関する事務など令和元年度、今年度町の臨時職員として雇っていた部分を包括業務委託へ移管することによる増でございます。

○6番（高野俊和君） 分かりました。昨年まではたしかこれ公務補さんの給料とか、給食の調理員などの給料なども入っていたと思いますけれども、それにプラス今回はふるさと納税の分という、そういう認識でいいのでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） その認識でよろしいと思います。

○6番（高野俊和君） 次に、91ページなのですけれども、今回13の委託料で個別施設計画策定業務委託料と、こう出ているのですけれども、これ簡単に説明してもらえばどういうことなのでしょう。

○総務課長（松尾貴光君） 町では、公共施設の長寿命化を図るために公共施設総合管理計画という全体の計画を定めております。それを受けまして、令和2年度までに今度各施設ごとの計画を立てなさいという国からの通知がございます。この計画を立てなければ耐震化ですとか強靱化ですとか長寿命化ですとかの財源、確保することができないものですから、今年度予算を計上して、各施設ごとに計画を策定するものでございます。

○6番（高野俊和君） なるほど。これ今回、今年から始まる庁舎建設などにも若干関わりがあるのでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 庁舎の個別計画につきましては、先に役場のほう、自前で計画を策定しております、文化会館の分と併せて。今回は、それ以外の施設の分についての計画を策定する予定でございます。

○6番（高野俊和君） ちょっと変なこと聞くのですけれども、93ページに財産管理費の委託料で文化会館前石碑移設業務委託料550万ありますけれども、これは多分町民憲章と白鳥古丹などのことだと思いますけれども、そのほかに何かありますか。

○総務課長（松尾貴光君） この550万として想定しているものについては、今議員おっしゃられた分の石碑、あと移設可能であれば二宮金次郎とか、そういう支障となるものについて次の場所を探して移設するための経費をおよそ見込んでおります。ただ、その後はまだどこに置こうかというのが決まっていない部分もありますので、それを検討しながら移設をしていきたいなというふうに思っています。

○6番（高野俊和君） 550万ってちょっとした家の解体ぐらいかかるのだなと思って、金額的にびっくりしたので、ちょっと聞いてみましたけれども、白鳥古丹も古平町の憲章も新しい庁舎ができたなら、まだ決まっていないのだと思いますけれども、現在のように位置取りをして、また置くということなのでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 移設の場所につきましてもここがいいのか、別なところがいいのか、適

当な町有地探して移設をしたいなと思っております。この550万の中には環境整備分、移設等というふうに考えていただければ支障となる物件ですとかごみの処分だとか、そういったものも含めて550万という形で計上しております。

○2番（逢見輝続君） 89ページの9番の交際費ですけれども、町長等交際費と書いておりますけれども、これは議長と町長2つだけですか。交際費全部で5つか6つあると思うのですけれども、中身をお知らせしてください。それで、町長が幾ら、議長が幾ら、2つであれば。その金額を知らせてください。

○総務課長（松尾貴光君） この町長等の中にも含まれている範囲なのですが、議長、教育委員会、選挙管理委員長、農業委員会委員長とおのおの含んでおります。個別に誰が幾ら、誰が幾らというような予算の計上の仕方はしておりません。その中でこの190万の中でやりくりをしていくという形でございます。

○8番（山口明生君） 89ページの役務費なのですが、新規採用職員能力検査手数料というのがあるのですが、これどういった職員に対してどういったテストをするのか教えてください。

○総務課長（松尾貴光君） 現在新規に採用する職員、一般の事務職については、事務能力検査、能力検査、適性検査、この3つを基本的に実施することとしております。そういう専門な試験をやってくれる機関がありますので、そのテキストを使ってやっている状況でございます。社会人枠についてそれに一般教養を追加したりですとか、その職種に応じて今適性検査をしてからその結果を受けて採用するかしないか、町村会の試験のみでははかり切れない部分がございますので、実施している状況にあります。

○8番（山口明生君） 採用前に行う試験ということでよろしいのでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 採用の可否判定するためにこれまでの面接のみでなく、このような試験をやって、今職員の選抜をしております。

○8番（山口明生君） 分かりました。

次の質問です。93ページの13節使用料及び賃借料のところ派遣職員住宅借り上げ料というのが300万円ぐらいあるのですが、これの内訳を教えてください。

○総務課長（松尾貴光君） 現在後志広域連合に派遣をしております職員2名及び今北海道に研修員として1名派遣しております。その分の家賃、あと道から地域振興派遣ということで主幹をいただいておりますので、その分の公宅の借り上げ料でございます。

○8番（山口明生君） ということは、都合4名ということでよろしいのでしょうか。4名だとなかなかの金額かなと思うのですが。

○総務課長（松尾貴光君） 倶知安の住宅事情がとても高くて、倶知安の家賃が1軒当たり大体6万とか、そのような金額になっています。あと、札幌も5万から6万とかという金額になっておりますので、一応公宅を借り上げまして、そして借り上げた部分、住んでいる方々からは公宅の基準の家賃を頂いて、今運用している状態でございます。

○9番（工藤澄男君） 95ページ、12節の委託料について、ここに空き家対策支援業務委託料とありますけれども、この業務支援というのはどういう内容でしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 空き家の中に相続人が不明なものが、相続人が分からないもの結構ありまして、所有者を確定するのに登記簿ですとか戸籍だとか取って、いろいろ分析する必要がありますが、相続人を探するという事務があります。なかなか役場の職員でやると時間がかかりますので、その支援、要は誰を、この子供が相続人だとかこの孫が相続人だとかと結構判断するのが難しいものですから、その部分については専門家のほうへお願いをいたしまして、文書を出すだとか、そういう相手方を探すための費用でございます。

○9番（工藤澄男君） 次に、101ページの高齢者の表彰についてちょっと、私も取りあえず表彰審議委員になりまして、議員になってからずっとやっておるのですけれども、最初の頃であれば表彰される方もたくさんあって、結構町立記念日としてはふさわしいような形であったと思うのですけれども、最近見ますと例えば3人とか4人とかというような人が表彰されて、そして結局お客さんのほうが両側にずらっと並んでいるような状態だけで、正直3人、4人選ばれても実際に来ない人もいるものですから、この表彰式そのものが本当に簡単に終わるとというのが最近ずっとあるのです。それで、町立記念日なので、これをまた外すわけにはいかないのかなと思うのですけれども、これももう少し何か違う形を考えたらどうなのでしょう。

○総務課長（松尾貴光君） 長年町の記念日に表彰式はやっておりますけれども、対象者も今度だんだんいない年もこれから出てまいります。経費も結構かかるものですから、該当する方だけ町長室に呼んでやるという方法もあるのかなとは思ってはいるのですが、ちょっと実際表彰される方にしてみれば、周りからあんなにぎろっと見られて恥ずかしいという方もいらっしゃいますので、要は今までの功績を感謝ですとか表彰したいので、ちょっと表彰式の在り方について検討していきたいなど。よその町では本人だけ来てもらって、町長室で伝達するというやり方をやっている町村も増えてきておりますので、そのようなやり方も検討してまいりたいなと思っております。

○9番（工藤澄男君） 分かりました。結局町立記念日というものをこれからどうしていくか。それだけを何かの形で例えば町立記念日ですよというようなことでやっていくのも一つの手だと思います。実際に、今課長言ったとおり、ほとんど人がいない場合もありますので、その点も考えておいてください。

次に、109ページなのですけれども、1節の民生委員……

○委員長（岩間修身君） 工藤委員、107ページまでです。107……

○9番（工藤澄男君） 109ページ。

○委員長（岩間修身君） 107ページまでです。

（「2款までだ」と呼ぶ者あり）

○9番（工藤澄男君） そうだったっけ。

（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）

○9番（工藤澄男君） ごめん、ごめん。それでは、いいです。

○10番（堀 清君） ページ数が89ページ、12番の委託料なのですけれども、法律相談業務委託料、これ例えば弁護士さんだとかというような形の中の経費だと思うのですけれども、これは大概が弁護士さんに支払っている金額なのですか。

○総務課長（松尾貴光君） この部分につきましては、通常の毎年の顧問料と今年度につきましては恵尚会との訴訟費用が入っております。

○10番（堀 清君） まず、金額としては結構な金額なのではけれども、通常の顧問弁護士料というのはどれくらいなのか。

○総務課長（松尾貴光君） おおよそ30万程度です。

○3番（真貝政昭君） 今89ページの弁護士費用が出たのですけれども、総務課が担当していらっしゃるのですね。それで、まず伺いますけれども、恵尚会との訴訟にこちらのほうから出たのですけれども、結審はしたのですか。

○総務課長（松尾貴光君） 現在係争中でございます。

○3番（真貝政昭君） 町長の説明では、平成30年度の支払いについて、決算ができないので、その残額について訴訟に上っているという説明でした。それで、30年度の決算は終わっています。決算議会終わっていますので、あれで30年度の額は決定して行って、訴訟に上っている額はそれからはみ出した額というふうな押さえ方でよろしいですか。

○総務課長（松尾貴光君） 予算に関連がないかと思しますので、答弁は控えさせていただきたいと思えます。

○3番（真貝政昭君） 弁護士のお金払ってやっているのだから、それくらい言っていると思う。きちんと押さえなければだめなのだから。決算議会は終わっているのだ。

○総務課長（松尾貴光君） 訴訟の内容につきましては、先般議決をいただいたとおりの内容で訴訟を起こしております。

○3番（真貝政昭君） 訳分らないようにしないで、町民に分かりやすく説明しなければならないのだから、それで私がここで聞いているわけだから、ちゃんと答えてほしいのです。それで、言えないということなのですね。

それで、この費用なのではけれども、既に31年度は現在出納閉鎖まで続いていて、訴訟で係争中と。それで、令和2年度でこれだけ、実績からいって100万円以上の弁護士費用がかかるということなのではけれども、31年、30年度から令和2年度にかけて我がほうの弁護士費用は一体どれくらいになるのか。今回のっているこの予算のほかにもどれくらいの状況になっているのか。

それと、前回の説明では、訴訟に上る議案が出たときは向こう側の、恵尚会側の弁護士費用が2倍に膨れ上がって請求されているという説明がありましたけれども、向こう側の訴訟費用もこちらが訴訟で敗訴しましたら払わなければならないような状況にあるのか。今までの経緯からして、向こうでかかった弁護士費用というのでも払っている状況なのですか。

○総務課長（松尾貴光君） 質問の意図がちょっとよく分からないのですが、訴訟の内容を町民にきちんと説明すべきだというまず1点目の質問に対してですが、それについては訴えの提起の議案の提案理由の説明のときにさせていただいております。ただ、今手元にその当時の訴えの提起の議案、持ってきておりません。ですので、詳しく説明することができないということでございます。今回計上している予算につきましては、所管する裁判所が仙台となりますので、うちの顧問弁護士、札幌から仙台まで行く実費弁償、費用の分でございます。

トータルで幾らかかるのかと。相手の分の弁護士の費用も入っているのかと、ちょっとそこら辺の質問もよく分からないのですが、今回計上している分については今後審議が展開されて、うちの弁護士が仙台へ出向く部分の旅費を計上しております。

○3番(真貝政昭君) そしたら、恵尚会との指定管理者の期限を短縮する議案が出てきたあの年度で既にこちら側、弁護士を依頼していますよね。そして、次の年も依頼していますよね。だから、次の年の費用についてはまだ出納閉鎖になっていませんので、確定していませんけれども、平成30年度については確定している額があるということですね。向こう側で頼んでいる弁護士費用というのは、こちらが払う必要がないという前提でお伺いしています。

○総務課長(松尾貴光君) 何をおっしゃっているのか分からないのですが、訴訟に関する部分の業務委託料につきましては令和元年の補正予算で追加した分と今回計上している分のみでございます。30年度から弁護士と相談していたではないかということなのではないでしょうか。それにつきましては、法律の様々な問題があるこの恵尚会のみでなく出てきておりますので、法律事務所と顧問契約結んでおります、日々の法律相談について。その部分の顧問弁護士料については、たしか平成29年頃から顧問契約結ぶようになったと記憶しているのですが、そこら辺ちょっと曖昧なのですが、顧問契約結んでおります。通常役場の業務で問題があったときに法律的にこれどうなのだ、こうなのだと相談する部分の経費の中でこういう恵尚会の指定管理料で問題があったのだという相談はしておりました。ですので、訴訟のための弁護士費用かといいますと、通常法律相談、行政を行う上での法律的問題があったので相談をしたという金額は30万円程度、計算書持ってきておりませんので、ちょっと幾らだったか明確な金額は言えませんが、通常の顧問料の中で相談しております。

○3番(真貝政昭君) この件については、質問の趣旨が分からないだとかというのが続きますので、後ほど資料請求で求めていきたいと思えます。

上段のほうの特別職旅費について伺います。それで、昨年からこのようになったようです。以前ですと、議会の議長の関係と、それから町長は別個扱いで、やっぱり機関が別機関ですので、交際費なんかは議長交際費と一緒になくなってしまって、このようになっているのですけれども、これは一緒くたになって分かりづらいと。行政のほうの特別職の町長らの費用と議会側の費用が全くごったになって、訳の分からない状況があると。これなぜこういうふうにしたのですか。

○総務課長(松尾貴光君) 交際費の交付基準を定めまして、その中で一括して経理することとしたためでございます。

○3番(真貝政昭君) 議会の独立性をやはり軽んじる傾向だと思います。町長就任当時から交際費の使い方について総務課のほうで管理するような、そういう説明がありましたけれども、断固異議を申し上げる次第です。

それで、伺います。平成31年は特別職の旅費は100万だったのですが、予算です。なぜ今年140万に上がったのですか。

それと、町長等交際費ですけれども、これも以前ですと議長交際費は大体50万以内くらいで実績として抑えられていたのです。町長交際費も100万以内で実績が抑えられていたのですけれども、これはなぜ増えているのか、今年に限って。去年もそうでしたけれども、随分と上がっているようすけ

れども。

○総務課長（松尾貴光君） 予算、交際費の、一問一答ですので、まず1問ずつやっていただければと思います。

先に旅費からでよろしいでしょうか。旅費上がっている分、140万、何で上がったのかと。12月に補正させていただいております。中心拠点誘導複合施設の建設に当たりまして、いろいろ財源の相談で環境省を直接訪問して相談をしたりですとか、懸案事項を解決するのに多々本州、本庁、国のほうの省庁へ直接お願いに行ったりですとか、勉強させてもらいにだとか行っている部分がありますので、その分の経費の旅費の増額をしております。

交際費の190万につきましては、予算と決算と一緒に比較されても一概に説明することできないのですが、従来の一括したときに190万と計上したときに議長交際費ですとか全部崩して足しまして、1割程度削減した金額で予算を計上しているということをしてしております。ですので、増えているだとか何だとかというような状況にはございません。

○3番（真貝政昭君） だから、それが町長なのか議長なのか訳分らない状況というのが、これはよくないです。議長の動きはやはりきちっと分かるように、町長は町長として分かるような動きが必要なのです。

それで、今説明がありましたので、複合施設について政府のほうに直接行くような動きをされています。町長就任当初から内閣のほうに直接連絡取り合っこの事業、進められているようなので、そこら辺の町長の動きというのはちゃんと管理されていると思うのですが、それは議会のほうに報告できるような状況にありますか。

○総務課長（松尾貴光君） 言っている意味がよく分からないのですが。

○3番（真貝政昭君） 以前の町長の動きですと、大して大きな事業というのはなかったのですが、今回は額がまず違います。官邸絡みで動いているとなれば、それなりに町長の動きというのは知る必要があるのです。それで、従来ですと東京方面に出張する町長の回数程度とか把握できたのですが、今回についてもやはり複合庁舎、複合施設絡みですので、どれぐらい出張の範囲が、頻度が高まっているのか、そこら辺は知る必要があると思っっているのですが、そういう意味で言っているのです。

○総務課長（松尾貴光君） 予算ベースでございますので、東京何回分見ているのかと言われますと、飛行機ですとかいろんな部分とかもございしますので、何てお答えしたらいいのか、お答えのしようがございせんが、内閣府ですとか国交省、財源の確保をお願いするのに総務省、様々な中央省庁を訪問して打合せをする。打合せの必要があれば、東京へ出向いて話をすると、そういう状況でございます。

○3番（真貝政昭君） 過去の件については、資料請求で提出するようにします。

次に、下段のほうの包括業務委託料です。今年は2年目になって、さらに範囲が広がっているようです。それで、伺いますけれども、これも後で資料請求しますけれども、昨年包括業務委託をするに当たって募集をしていますね。そのときに応募された団体といいますか、会社というのは何件だったのですか。

○総務課長（松尾貴光君） 事前に問合せがあったのは2社でございます。実際提案書の提出があったのが1社でございます。

○3番（真貝政昭君） 資料でいいますと42ページになります。本表でいいますと93ページになります。工事請負費11億7,271万円、予算が上がっております。それで、下のほうの複合施設について言えば、町債が約7億6,000万というふうになっております。上のほうにいきますと、それぞれ工事費の内訳が書かれていて、そして補助率と、それから返済期間等が書かれておりますけれども、町債名です。過疎債、対策事業債、それから緊急防災・減災事業債、公共施設等適正管理推進事業債、一般補助施設整備等事業債、それぞれ交付税措置率だとかが書かれております。返済期限については、資料の何ページでしたっけ。

○総務課長（松尾貴光君） 32、33ページに記載しております。

○3番（真貝政昭君） 分かりました。

それで、これだけ出ていて、財政シミュレーションを議会に出せないというのはおかしいのです。シミュレーションはしているのでしょうか。施政方針でも、それから予算説明でも財政的に何ともないと。議会、町民を安心させる文言だけがありますけれども、財政シミュレーション、今まで出せても出してくれない。だけれども、令和2年度のここまで出ているのであれば、ここまでのぐらいの財政シミュレーションはつくっていると思うのですが、まずやっているかやっていないかはどちらですか。

○総務課長（松尾貴光君） 財政の担当といたしまして、将来の財政の状況というのは常に検討しております。

○3番（真貝政昭君） そしたら、財政シミュレーションつくっているということでしょう。出してください。

○総務課長（松尾貴光君） 町長の執行方針にもありますとおり、こちらは新しい事業ですとか補助制度、毎年目くるめくものを、日々最善のもの、新しい制度が出た、何が出たといったら使えるのか使えないのか、現在も今補助対象外だと思っているものが補助対象になるのではないかと、補助対象にするにはどうしたらいいのかと日々検討しております。きちんと理解した上で数字を理解していただければいいのですが、変動しますというふうに記載をすれば大成建設からの指示でそんなことをしているですとか、事実無根な記述でプロパガンダされているような状況にありますので、それが訳の分からぬ流言飛語を呼んで、行政の信頼失墜に今つながっておりますので、出せと言われても今出せるような状況にはございません。

○3番（真貝政昭君） 複合施設で今年7億6,200万の町債です。それで、基本設計で出てきた起債は、合計していきますと防災等含めて17億です。あと10億この関係で起債を起こすのです。そしたら、起債残高、大体予想できるのです。きついという状況は、肌で感じられるのです。だから、そういう財政的な見通しも立てないでこの事業に取りかかるというのに途中でやめなさいと言った次第なのです。日々目くるめくやっていたって大体予想があるのだから、実施設計が終わって、概略も出ているのだから、今さら出せないなんておかしい。場当たりのとしか感じられません。

次に行きます。その複合施設の建設に当たりまして、石碑の移動がありましたよね。何ページでし

たっけ。

(「93」と呼ぶ者あり)

○3番(真貝政昭君) 93ページ、同じです。説明のときにあったと思うのですけれども、もう一度伺います。具体的に何と何という形で言ってください。

それと、どこに移設するのか、大体の場所的な感覚を覚えておきたいので、説明をお願いします。配置図からして町民憲章の石と、それから道路が関わってくるので、あそこら辺の句碑あたりが移設の対象になるのかなという予想しています。それから、町民から二宮金次郎の銅像はあのままにしておいてほしいというのがあって、それは前に移設しないというのを確認されていますので、それ以外についての説明をお願いします。

○総務課長(松尾貴光君) ここで計上している分につきましては、工事の支障となる吉田一穂の分と町民憲章の分を今検討しております。その他の部分の移設の場所についてなのですが、それについてはちょっともう少し検討したいなというふうに思っております。

二宮金次郎なのですが、道路の形状、ちょっと実施設計している中で移設をせざるを得ないことが出てくるのかなと思っております。二宮金次郎なのですが、ちょっと今議論が2つありまして、二宮金次郎、歩きながら本を読んでも。そんなものを学校の敷地内に置くなという意見もございまして、どういうふうにしようかなというふうな、今学校のところに持っていかうかなというふうなイメージでおったのですが、そういう歩きながら、働きながらまきをしょって勉強するだなんて児童虐待だというお話をしているような議論も結構多くありまして、今ちょっとどうしようかなというふうには考えております。

○3番(真貝政昭君) 誰が言っているのですか。

○総務課長(松尾貴光君) ホームページで調べていただければ、結構そういう意見出ておりますので、参考にしていただければと思います。

○3番(真貝政昭君) 町民の意見が優先されるべきだと思います。ぜひ町民から聞いてください。

111ページです。一番下のほうに委託料があって……間違えました。すみません。飛び越えてしまいました。

(何事か言う者あり)

○3番(真貝政昭君) そうですね。分かりました。95ページです。委託料で、地域公共交通実証運行計画策定業務委託料です。具体的な内容について説明をしてください。それと、日程等について、どういう手順で行われていくのか、何が目標なのかということです。

○総務課長(松尾貴光君) ここで計上しております地域公共交通実証運行計画策定業務委託料につきましては、執行方針でも書いてありますとおり、今後中央バスからのさらなる減便の提案が見込まれております。今年度地域公共網活性化計画というものを策定する予定だったのですが、そのような背景もあることから、各交通業者と取りまとめができるような状況ではございませんでした。ですので、来年度に引き続き今度どのような交通体系がいいのかというのを検討するための委託料でございませぬ。

○3番(真貝政昭君) 今年度のアンケート調査といたしますか、町の動きを見ていますと、町内の巡

回バスの料金値上げを想定しているのかなという懸念があったのですけれども、そこら辺についてはこの計画とは別問題なのですか。

○総務課長（松尾貴光君） 現在運行されている巡回バス、コミュニティバスについては、今までどおり、現行無料になっておりますが、その在り方も含めてこの地域公共交通実証運行網計画ですとかで検討しております。その中で適正な受益者負担というものについては検討しております。

○3番（真貝政昭君） 無料を続けることに異議があるのですか。

○総務課長（松尾貴光君） 無料にする、受益者負担を取る、様々な観点から検討を進めているところでございます。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に3款民生費、108ページから125ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○6番（高野俊和君） 110ページ、111ページなのですけれども、生活支援ハウス運営費なのですけれども、これ職員の人件費やショートステイの分だと思えますけれども、今回少し今年予算を400万ほど上げて計上されていますけれども、何か事業など増える予定はあるのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 生活ハウスの運営委託料ですけれども、前年度比で380万ほど増額されていますけれども、この要因としましては職員の定期昇給と、あとはヘルプ事業の収入が80万ほど落ちています。それと、31年度は途中で補正しておりますが、消費税ということで租税公課分が270万ほど増額しておりますので、運営状況としてほぼ変わりございません。

○6番（高野俊和君） このショートステイ、現在はこれは満室ですか。そして、ショートステイの皆さんというのは昼食はどうか、食事提供はほぼ受けているのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） ここで生活支援ハウスの場所を使ってショートステイ事業は行っていますが、そちらの経費はサービス勘定のほうで支援ハウスの職員が手がけているという形ではあります。床数としては3床指定取っておりますけれども、今月に大体40前後という利用がございます。食事につきましては、必要に応じて食事を提供をセットとする、身の回りのお世話をすることがサービスメニューになっておりますので、詳しいことまたサービス勘定のほうでサービス内容のほうとしてはお知らせしたいと思います。

○6番（高野俊和君） たしか昨年か2年ぐらい前に聞いたときに1食380円というふうに聞いたと思えますけれども、それに関しては現在変わりはないのですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 町が入居者に行っている配食サービスについては、利用者から1食380円頂いています。

○6番（高野俊和君） これ収入に応じての差とかは全くなくて、一律380円で提供しているということですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 利用者からの負担金は、所得に関係なく1食380円頂いています。

○6番（高野俊和君） 次に、117ページの介護予防生活支援対策費なのですけれども、これ高齢者の通院支援助成金が出ていますけれども、たしか要支援の方の公共のバス代でしたか、これ。

○保健福祉課長（和泉康子君） 要支援1、2の方が今ヘルパーによる通院介助が行えないということで、その制度があったときに町のほうでヘルパーが使うものを実費で払ってくださいと。それに対して所得に合わせて2割から4割助成しますというものでございます。

○6番（高野俊和君） これそしたら当然公共の車なんか、要支援の人ですから、公共のバスとか、そういうのは使っては行けないですから、ほぼそのときに送っていく車両費とかということになるのだらうと思いますけれども、これは入退院とかのときにもこの車というか、これこの制度は利用できるのですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） これそもそも始めたのがヘルパーによる通院介助という部分で要支援1の方が外れたというところで町で施策をつくったもので、基本的にヘルパーの通院介助で、入退院に対しては本来対応しておりません。なので、有償運送の関係でタクシーだとかリフト車を使った介護タクシーなどを皆さん利用されております。

○9番（工藤澄男君） 117ページです。まず、18節のここに認知症カフェ運営補助金とありますけれども、この業務内容をちょっと教えてください。

○保健福祉課長（和泉康子君） 介護予防の社会充実保障というところで31年度から始まったものなのですが、実際の運営方法としましては、ふるびらとみさんのほうにお願いしまして、内容としては認知症という言葉は使わずに、オレンジカフェ古平ということで海洋センターの前でやりますものです。内容としましては、認知症やその家族の方の憩いの場として月2回程度提供しているという形でございます。

○9番（工藤澄男君） 109ページの1節のこの報酬のところに民生委員推薦会委員報酬とあるのですけれども、この中身をちょっと教えてください。

○町民課長（五十嵐満美君） 民生委員推薦会委員報酬ですが、昨年、31年が改選期でありまして、改選するときに民生委員を推薦するための会議を開きます。欠けたときも改選期と同様に民生委員さんが欠けたときに補充するために推薦するための会議を行うための会の委員の報酬です。

○9番（工藤澄男君） その会議は、どういう方が何名ぐらいでやるのですか。

○町民課長（五十嵐満美君） メンバーの内訳、今ちょっと持ってきておりませんが、6名です。前、去年、おとし、町内会の方から1名、それから現在の委員の委員長さんですとか、あと見識者の方ですとか私も担当課長として入りますが、6名で構成されています。

○9番（工藤澄男君） 分かりました。

次に、また先ほどのページに戻りますけれども、117ページの12節委託料、毎年聞くのですけれども、除雪サービス委託料、これ現在何件ぐらいですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 現在40名登録しております。

○9番（工藤澄男君） この40件なのですけれども、この除雪サービスについてはいろんな住民から苦情といいますか、結構あるのです。例えばあまりにも除雪が簡単過ぎるから私そのサービス断りましたという人もありましたし、それから一番私が懸念しているのは車道の除雪とこの仕事をしている除雪がタイミングが合わないもので、さっさとかいていった後に必ず除雪車が来て、どっさり置いていくと。そうなれば、必ず近所の人に頼んだり、お金払って雪をどけてもらうとかという、

そういう苦情が結構の私のところにもあるのですけれども、これそういう除雪サービスやっている業者さんと、車道の除雪やっている人方とちょっとタイミングもうまく合わせて、結局車道、除雪が終わった後に行って、きちっとそこの歩く部分だけ空けてやるというような形をつくらないと、いつまでたっても町民からの苦情は出ると思うのです。そういう点、一回考えてみる考えはありますか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 本来この除雪サービス、玄関から公道まで1メートルの幅ということなのですけれども、町道の除雪は夜中からやっています、この除雪サービス自体は5時ぐらいから動いていますから、町道付近の方に限っては今言うようなことはないかと思うのですが、国道だとかで日中も除雪入った場合にはそういう、今委員おっしゃったようなことがあると思うのです。そういう場合は、委託している社協さんのほうで電話を頂ければかきに行くということはしています。それと、サービスが悪いから断るということは財政的にも身体的にも自分でできるということなので、こちらのほうは弱者に対するサービスですので、自分でできる方はぜひ自分でやっていただければなど。ただ、改善できる部分、必要な方に必要なサービスということであれば、苦情というか、意見として社協なり我々のほうに言っていただければ改善できるところはしていきたいと思っております。

○9番（工藤澄男君） 実際に聞いた話では、結局そういう車道の雪を高齢者のうちに置いていったと。そしたら、そこの町内の民生委員さん、あまりにも見ていられなくて、スコップ持って行って、そこ片づけてやったとかという話も聞いていますし、それからあまり簡単過ぎるので断ったという方もおりましたので、これからの検討課題にしてください。

それから、そのページの一番下ですけれども、扶助費の中でひとり親家庭の医療扶助費、この内容をちょっと教えてください。

○町民課長（五十嵐満美君） ひとり親家庭医療扶助費ですが、ひとり親家庭の医療に対する、そのままです。ひとり親の親、それから子供、親に関しては入院のみの医療の扶助となっております。

○9番（工藤澄男君） 対象者というのは何名ぐらいですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 昨年の決算、30年度の決算の数字でいいますと、対象者全体では…全体の人数ちょっと今回押さえておりません。参考までに決算でいいますと、医療費かかった親については22名、子供については30名ということになっております。

○委員長（岩間修身君） 質疑の途中ですが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3款民生費、108ページから125ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 111ページの地域福祉センター費の指定管理料が昨年の予算で971万7,000円と。今年、新年度は571万7,000円という予算なのですが、この差について説明をしてください。

○保健福祉課長（和泉康子君） 令和元年度も補正させていただきましたが、地域福祉センターの光熱水費等につきましてはデイサービスと案分せず、全部地域福祉センターで持っておりましたが、昨年補正によりまして51.9%地域福祉センター分、デイサービスセンターの面積案分として48.1%ということで、光熱費を総体で割り返しましたので、この差額についてはデイサービス事業の運営費のほうに移行しております。

○3番（真貝政昭君） 保険の会計が替わったということですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） デイサービスの面積分をサービス勘定のサービス運営費のほうに移行しております。

○3番（真貝政昭君） ちなみに、補正したときは何月でしたか。

○保健福祉課長（和泉康子君） すみません。ちょっと6月だったと思いますが。

○3番（真貝政昭君） 分けることによるメリットというか、何かそういうふうにする必要があったのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 社会福祉協議会の委託料の消費税の関係で、介護保険に関わる事業については消費税がかからないということで、その消費税分、面積案分して減額されるような手法を取っております。

○3番（真貝政昭君） この際ちょっと細かく聞いておきます。

下のほうの生活支援ハウス運営費の委託料が載っています。これは、社協に委託というふうに記憶しているのですけれども、説明をお願いします。

○保健福祉課長（和泉康子君） 生活支援ハウスの業務の中身ということだと思っておりますが、職員6名、パートさん2名によりまして12室13名の入居者の必要なお世話と生活支援員としての業務、また予備室、部屋を使ってショートステイの対応も行っております。

○3番（真貝政昭君） 社協に委託しているようなやつの一目で分かるような、そういう資料というのは今まで作ったことありますか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 町側としては作っておりませんが、社協のほうでは一覧表がございます。

○3番（真貝政昭君） そういふのがあると事前にこういう場で聞かなくても把握できるので、できれば議会のときに説明資料として社協のそういう分かりやすい資料が出されると助かります。次回以降でいいのですけれども、できますか。

○副町長（佐藤昌紀君） ただいまのご質問の趣旨ですけれども、これまでも何回も予算でも決算でも委託の内容を説明してきています。それをまとめて資料にしてというのは、議員の仕事でないでしょうか。それをそのたびに資料をよこせというのはちょっと違うような気がしますので、次回からということの要望ですが、出す気はございません。

○3番（真貝政昭君） 冷静にお話ししたほうがよろしいかというふうに思います。我がほうはやはり聞いては忘れるほうなので、そういうことであればそういうことになっていますという説明でよろしいのかなというふうに思います。出す気はないというのだけですから、やはり語気はもう半分ぐらい収めてもいいのかなというふうに思います。

次に移ります。分かりましたので、こちらのほうでお勉強してまとめるようにします。113ページの委託料で、指定管理料で高齢者福祉温泉優待券発行運営というのがあります。これについて、発行する手順といますか。それについて改めて伺います。例年どおりであれば、例年どおりのやり方で発行していると。それから、対象者の漏れが多分対象者全てが所定の場所に来ていただいているというふうには理解していないので、それについての対応の仕方についても伺います。

○産業課長（細川正善君） 発行の仕方という質問ですので、今までどおり来年度、令和2年も4月1日から満75歳以上の方に温泉で申請をしてもらって、温泉で配るというやり方で考えております。

○3番（真貝政昭君） 年齢が何歳以上というようなことがあって、温泉のところまで足を運ばなければ手に入らないという説明だと思うのですが、それではたどり着けない方がいらっしゃると思うのです。それについては、どういうふうに対応するのですか。

○産業課長（細川正善君） この券は温泉に入りに来るための券ですので、温泉に来れないというのはちょっとおかしいかなと思いますので、温泉で今までどおり申請してもらって、温泉で配るという方法を変える予定はございません。

○3番（真貝政昭君） 昨年からでしたか、温泉を利用する場合は写真を写して、本人確認をしていますよね。だから、以前のように金券を売り買いしたりというのがなくなりましたから、そういう言い回しではなくて、やはり対象となる人には広く公平に券が行き渡るようにすべきではないかというふうに思うのですが、違いますか。

○産業課長（細川正善君） 写真を付ける、つけない以前に、何度も言うのですが、温泉に入りに来たときに渡す券、その券を渡すことによってただで温泉に入れると。75歳以上という高齢の方ではあるのですが、温泉に入りに来るための券ですので、温泉に来なければ使えないということですので、今までどおりやる方法でしか考えていません。

○3番（真貝政昭君） 年度当初は、たしか職務に当たられている職員の方たちが日にちを決めて大量に受け付けるという場面があったと思うのです。それ以降の年度内の利用者については、その都度温泉の委託されているフロントといますか、そちらのほうで発行するような手続になっているのですか。

○産業課長（細川正善君） 日にちを決めてというものはありません。4月1日から随時受付しているというやり方です。たまたま4月1日にいっぱいの人に来て、写真撮って、貼り付けるという、申請する人が、4月1日の時点では多くの人申請してくるので、多いということですので、うちの職員、役場の商工観光係が手伝いに行っております。基本的には指定管理者である現在の東洋実業の職員が写真を撮って、貼り付けて、お渡しするという形です。

○3番（真貝政昭君） 分かりました。今お話があった東洋実業ですが、指定管理期間は何年から何年まででしたか。

○産業課長（細川正善君） 30年から令和2年度までです。

○3番（真貝政昭君） その下の高齢者複合施設の高齢者住宅部門の指定管理料、これは額は変動がないように思っているのですが、これの指定管理者は福祉会でしたか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 古平福祉会です。

○3番（真貝政昭君） 古平福祉会の、確認なのですが、指定管理期間は何年から何年まででしたか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 平成29年から令和3年度です。

○3番（真貝政昭君） 先ほど副町長からお話があった社協で委託されている部分は、その都度説明されている。説明されている資料は、まとめ上げれば全て簡単に一覧表で私のほうでできるという説明でしたよね。そういうふうを受け止めてよろしいですか。

○副町長（佐藤昌紀君） これまでも議会、予算審査特別委員会、決算審査特別委員会、あと本会議等々でもそれぞれの議員の方々からこの件についてはこういう内容でしたよねという確認の質問があったり、内容について説明してもらいたいという質問があったり、それについてその都度お答えしてきています。そのお答えからおのずとしてどこで指定管理をしているもの、委託をしているものというものが今までも明らかにしてきてございます。また、予算説明資料、決算説明資料等にも載せている部分もございます。それらを総合して考えていただければ、おのずと資料は作れるのかなと思っております。

○3番（真貝政昭君） 私資料整理能力が非常に欠けていまして、なかなか理解するのはゆるくないのです。それで、担当課のほうに行ってるお聞きして、そして私なりにまとめてみようと思えますので、ご承知おきください。よろしく申し上げます。

終わります。

○10番（堀 清君） ページ数が113ページ、温泉のこと今出ましたので、聞きたいのですけれども、従来それこそ1か月券購入の方に対してはポイント制がつかないというような推移しているのですけれども、そこら辺はどうしてなのかちょっと説明願います。

○産業課長（細川正善君） 温泉の1か月券は指定管理者の独自事業でやっておりますので、ちょっと私のほうではどうしてポイントがつかないのかというのは今現時点ではお答えできません。

○10番（堀 清君） どうしても11月から4月までというのは地元の常連者が結構温泉を活用しているのです。そういう中では、要するに当町の温泉の貢献度というのはすごく高いのですけれども、そういう方だから、基本的には例えば特定の方が1か月券購入しているのですけれども、それは基本的には割引等々も当然そういう中であるのですけれども、やっぱりそういう形で貢献度ありますので、要するに東洋実業さんにも町側として町民からこのような形の中で出ていますといったことで、ご指導ではないのだけれども、町民からこういうような声が出ているということだけ伝達してもらえばなと思うのですけれども、答弁いいです。

○8番（山口明生君） まず、115ページの一番下、委託料なのですが、生活支援体制整備事業委託料とありまして、この事業の内容を教えてください。

○保健福祉課長（和泉康子君） これも介護保険の社会保障充実の関係で31年度から始まったものですが、簡単に言うとボランティア事業の事務局的なものです。利用者と今お助け会員、助ける会とかあるのですけれども、その辺の連絡調整をして、ボランティア事業を推進する部分です。

○8番（山口明生君） では、主にボランティアコーディネーター業務をやっている方の人件費的

なものという理解でよろしいのですか。

○委員長（岩間修身君） いいですか。

○8番（山口明生君） では次に、117ページ真ん中の12節委託料のところ、一番下に権利擁護人材育成事業業務委託料というふうにあるのですが、これどういった内容なのかを教えてください。

○保健福祉課長（和泉康子君） これは、小樽の社協のほうへ委託しているもので、市民後見のフォローアップ研修や指導、単独町村ではできないということで小樽社協のほか町村社協が委託をして行っているものでございます。

○8番（山口明生君） 分かりました。

それでは、最後に1つ、119ページ、7の報償費のところ、手話通訳者活動報償費というのがあります。その下、旅費にも費用弁償という形であるということは、まず手話通訳者の方が何がしか活動されているということだと思えるのですが、何名の方がどういった活動をしているのかだけ教えていただきたいと思えます。

○町民課長（五十嵐満美君） 手話通訳者の方ですが、主に通訳されている方、町内で1名になります。費用弁償のほうについては、小樽市とか余市町ですとかに聾啞者の方について、主に病院なのですが、通訳するためについていってお仕事されてくるという形になります。余市町内にも古平町から手話の通訳を委託している方いますし、古平町の方、都合つかなければ余市の方に頼んで行ってもらって、費用弁償をお支払いしたり、活動報償費をあげたりという形になっています。

○委員長（岩間修身君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に4款衛生費、126ページから135ページまで質疑を許します。質疑ございせんか。

○6番（高野俊和君） 130ページの火葬場なのですけども、火葬場の使用は何月ぐらいに第1回目になるか分かりますか。

○町民課長（五十嵐満美君） 新しい火葬場ですが、3月26日を供用開始と決めております。

○6番（高野俊和君） これ指定管理だと思いますけれども、新しい火葬場になってもこの指定管理の体制はずっと続くのかということと、それと新しい施設というのは多少技術が要るのかなというふうにもちょっと素人考えでありますけれども、普通に新しい施設を移しても、簡単にと言ううちよっと言い方変ですけども、すぐこの設備に対して対応はできるものなのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 火葬場については、指定管理ではなくて業務委託という形です。2年度も同じような形態でやろうと考えております。新しい火葬場の使用についてですが、まさに今日からちょっとレクチャー始まっていますし、新しい機械に慣れるように現在主に来ていただいている管理人さんと委託している業者さんと、それから炉を入れていただいた業者さんに来ていただいて、うちの職員も立ち会いまして、使い方指導を受けているところです。私はちょっと受けていないので、あれですけども、簡単にはなりません。ボタンとか多くなったり、パソコンもありますので、パソコンに慣れていないとちょっと見づらいかと思いますけれども、操作自体は今までよりも難しくなるということはないと考えております。

○6番（高野俊和君） 分かりました。そしたら、運営に関しては大した問題はないという認識でよろしいですね。答弁要りません。

○9番（工藤澄男君） 1点だけちょっとお願いします。

今火葬場の問題出ていましたけれども、12節の委託料の中に樹木植栽業務委託料とありますけれども、これはどこにどのような木を植えるのか教えてください。

○町民課長（五十嵐満美君） もともと火葬場造るときから木を植えて、ほほえみくらすからの景観に配慮するという計画でございましたので、今具体的に言いますと、ソーラーの会社のフェンスありますが、その外側、ほほえみくらす側を今考えております。植える木については、専門の方のほうがいいと思われまますので、現在のところ森林組合さんのほうにお願いしようかと計画しているところです。

○3番（真貝政昭君） 診療所の関係です。ページ数ですけれども、診療所費は130ページから133ページです。診療所に係る費用というのを、一般会計で一目瞭然だと言われているので、このページと、それから歳入が関わっていると思うのですけれども、どこを見たら一目瞭然に全部把握できますか。

○総務課長（松尾貴光君） 予算説明資料66ページを御覧ください。中段に町立診療所運営事業、事業費1億2,817万3,000円というふうに書かれておるところがあるかと思いますが、そのうちの特定財源と書かれている部分、使用料7,430万3,000円、手数料240万7,000円、町債というのは施設整備に係る部分の起債償還も一応記載してございます。これ過疎か。過疎のソフトか。運営分の過疎ソフトの分も記載しております。それと、一般財源の負担の分で3,600万円、これが費用でございまして、何にお金がかかっているかといいますと、医師の人件費2,820万ですとか、かかっている経費の概略につきましてはここに主なものはまとめてございまして、診療所の運営の状況というのはこの欄を見ただけであれば分かるのかなと思います。

○3番（真貝政昭君） 資料のほうのこれと、それから本表の診療所費というところで、本年度、本表です。8,470万8,000円と、資料のほうで、これを見れば一目瞭然だと言われている資料のほうの1億2,817万3,000円という、その差はどういうふうに見たらよろしいでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 一番左の欄、4、1、5、これ予算の科目でございまして。4款1項5目診療所費、13、1、1と書いてあるのが職員給与費の部分でございまして。ですので、職員の給与に係る分については13款に計上しております、一括して。どの事業もそうなのですが、ですのでこの一番右の説明の欄の医師等の人件費、会計年度事務職員人件費正職員、2,822万円と1,524万5,000円、この分が14款に計上されております。ですので、ここであえて一緒にいたしまして、残りの下の部分足していただくと8,470万8,000円になるのかなと思います。

○3番（真貝政昭君） それで、予算の説明では一般会計で持ち出しが3,600万支援という説明があったように思います。これは、単純に歳入のほうを、額をこの額から引いた額というふうに理解すればよろしいのですか。

○総務課長（松尾貴光君） お見込みのとおりでございまして。全ての事業費から特定財源を除いた部分の残りが3,600万でございまして。

○3番（真貝政昭君） だから、我々としては、診療所の運営事業を予算説明のときにあったような方法でやりますと、ここの部分に括弧書きでもよろしいので、見込みでしようけれども、歳入でこれだけ入る予定だと。したがって、3,600万の支援が必要だというふうに括弧書きでも書き入れていただくと、そちらのほうで用意された資料で分かるわけです。ぜひそういうふうにしていただければ手間が省けるかと思えます。答弁は求めません。

それと、医療介護院に2階を利用するというので、今町のほうでは常勤の通いの医師を募集しているという説明がありました。見通しなのですからけれども、何月くらいに現実的な話になるのか分かりますか。

○総務課長（松尾貴光君） 介護医療院に関する予算は、一切計上しておりません。ですので、答弁のしようがございませんので、答弁することができません。

○3番（真貝政昭君） 介護医療院が来年に向けて走るわけですからけれども、その前提として常勤の医師を確保するという作業が今進められているということでしょう。だから、そのことについて何月くらいをめどにしてやられているのかお伺いしている次第です。

○総務課長（松尾貴光君） 介護医療院の開設に関わらず、現在の既存の診療所の運営においても今常勤医を探しております。12節にあるのかな。取りあえず専門の、それこそ人材派遣会社みたいなところ、医師紹介会社のところへ派遣というか、紹介を受けながら面接をしたり、うちのビジョン、将来構想等に合って、賛同していただけるお医者さんとも随時面接をしたり、情報収集しているところがございます。相手は人なものですから、何月までに明確に見つけますということは言うことはできませんが、一日も早くそういう常勤の医者、お医者さんを確保できるように、通常の診療所の運営で常勤医を確保できるように動いているところがございます。

○3番（真貝政昭君） その常勤の医師が見つかって配置するにしても、町の方針は入院ベッド不要という結論を出していますので、例えば今回の新型コロナウイルスの対応なんかでもこの診療所では対応できないという、そういう、ベッドを利用する方というのは、という押さえ方でいいと思うのです。それと、常勤が決まったとしてもそういうことになろうと思えます。極めて不備のある不安な体制でいかざるを得ないと。それで、昨年知り合いでこういう方がいたのです。高齢の方ですけども、熱中症になって、そういう医療体制ですので、余市に入院したのです。古平に点滴等で熱中症くらいでしたらよくなったら、タクシー、何百円かで自宅に帰れる距離ですから、そういうこともできるのですけれども、帰れない状況になってしまったと、簡単に。そんなのでいいのだというのが今の古平町の体制ですから、一日のうち、毎日やっているわけでないけれども、何時間かの受付の際にそういう点滴だとかすぐ帰れるような状態なのに余市方面に回しているというケースが随分あるのでないかと思うのですけれども、そういうところら辺は把握しているのですか。実際に今までの一例としてあるのでしょうか。町民が私は、私もそうですけども、緊急のそういう場合、ちょっと参る。行かないという選択をする方もいるので、余市方面。我慢する、そういう実態というのはどのようになっていますか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 実際に脱水だとか点滴が長時間必要という方は診療時間に関わらず医師の診断の下、診療の時間が終わっても点滴をしているケースは数件あります。また、医師の

判断で点滴をして改善するかもしれないし、長期間様子を見なければ分からないということは、第1次医療として2次医療のそれなりの病院のほうに救急車や家族の支援の下、紹介状を持たせて受診していただいています。ただ、診療所で行われる点滴、簡単な脱水等であれば実際に治療は実施しております。

○3番（真貝政昭君） そしたら、長引くようであれば町外に移送するという選択ですね、現状は。

○保健福祉課長（和泉康子君） 患者さんのことを考えて、そのように対応しております。

○3番（真貝政昭君） それと、総合診療医だった竹下先生の場合は小児科も受け付けていましたけれども、現在の状況は小児科は受け付けているのですか。それと、実績はどのようなのでしょうか。掖済会時代はほとんど皆無に近い状況でしたけれども、今の状況というのはどのような状況になっていますか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 小児科の実績につきましては、まず来る者拒まずなのですけれども、小樽協会さんの小児科を診るマニュアルがありますので、投薬とかも含めてそれに準じて行っております、2月末現在で小児科として診た部分は11件ございます。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） 今衛生費まで終わりました。

ここで昼食のために休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後0時58分

○委員長（岩間修身君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、5款農林水産業費、136ページから143ページまで質疑を許します。

○10番（堀 清君） ページ数が139ページ、12番の委託料なのですけれども、この中に農業振興地域整備計画基礎調査等の委託料がありますけれども、細かい明細についてちょっとお聞かせください。

○産業課長（細川正善君） ここで計上している484万なのですけれども、これは農業振興地域整備計画、農振法に基づいて定める計画なのですが、道のほうで農振地域というものを定めています。その農振地域の中に古平町は農用地という部分を定めております。その農用地というのは、今後10年間で農業をどのように推進するかという部分の土地、農用地、通称農振地域の青地と言っております。そういうものを定めるための計画なのですが、その計画を定めるために基礎調査を行うと。基礎調査の内容としては、農用地の面積、土地の利用方法、農業人口の規模などを基礎調査しないといけないのですが、その基礎調査をするための委託料です。

○10番（堀 清君） そうすると、要するに毎年農業委員会等が調査していることを言っているのですか。

○産業課長（細川正善君） 農業委員会で調査している農地パトロールとはまた別物です。

○10番（堀 清君） そうすると、それは何で産業課が現場の調査等々を行っているということなのかな。

○産業課長（細川正善君） 産業課というか、産業課から委託された業者が調査するという事です。

○10番（堀 清君） そうすると、その業者に対して要するに金額というのはどれくらい払っているのですか。

○産業課長（細川正善君） どれくらい払っていますかというか、これから入札になったりするので、予算として484万持っているということです。

○10番（堀 清君） 去年もこの金額というのは出ていますよね。去年の実績で構わないですから、業者に対してはどれくらい出しているか教えてください。

○産業課長（細川正善君） 令和元年、平成31年度の予算でも計上していたのですが、この間、先週の木曜日ですか、補正予算で不執行、使わなかったといって不用額として全額ゼロに落しました。基本的にはこの基礎調査というのは5年に1度やりなさい、やるのが望ましいというふうに法律で書かれているのですが、古平町は平成15年からやっていない状況です。

○10番（堀 清君） 分かりました。

次に行きたいと思います。ページ数が139ページで、負担金、補助金のところなのですが、環境保全型農業の直接支援の交付金ということで計上されていますけれども、これはどのような形のものですか。

○産業課長（細川正善君） これは、環境に優しい農業をする方、古平町では協議会を定めて、3名の農業者がいるのですが、その農業者3名に対して払う補助金です。

○10番（堀 清君） このものは、過去から追って行って、今年でこれ何年目になりますか。

○産業課長（細川正善君） 申し訳ありません。過去から何年目と聞かれると、ちょっと何年目かは分からないのですが、私が担当になって今度予算編成3回目なのですが、3回ともありますので、最低でも3回はあります。

○10番（堀 清君） このものは、そしたら今年だけでなく、例えば来年も再来年もというような形の中では期待できるのかな。

○産業課長（細川正善君） この補助金は28万9,000円を計上しているのですが、国と道の補助金も入っています。なので、国と道の補助があれば継続していくということになります。

○10番（堀 清君） ちょっと項目が分からないので、取りあえず質問します。

3年前から酒米ということで……そうか、今年で3年目なのですね。酒米という形の中で当町でも酒造りをしたいということで現場では今酒米を作っているのですが、今年度でそこら辺の現場に対する助成金等々も終了するのですが、次年度はどういうような形を考えていますか。

○総務課長（松尾貴光君） 企画費のほうで予算を組んでいるので、私のほうから答弁しますが、取りあえず一旦3年目、終了いたします。ただ、うちの酒米、大変評判がよくて、うちの米で造ったお酒、どこに持っていても田中酒造自体評判がいいという声は頂いています。ただ、本来の制度の趣旨からいきますと、今の休耕田を活用して広がった分については引き続き補助という

広がり方を期待していたのですが、まだそのような動きになっていません。ですので、ちょっと来年、今年で最後なので、今年一年かけてこれからの制度の在り方については検討していきたいなと思っています。ただ、本来の目的としては今食用米、つけなくなったところに酒米をつけて、農家所得の安定を図っていくために補助金を出していきたいと、それが本来の趣旨ですので、それを考えながら今までの経過も踏まえ、再度制度設計してまいりたいと思っております。

○10番（堀 清君） その点については分かりました。

あと次に、ページ数で143ページの13節使用料及び賃借料ということで、監視ハウスの借り上げ料出ておりますけれども、そのものというのは乗船場上架したプレジャーボート等々の要するに上架したり下げたりというための監視屋だと思っておりますけれども、このものというのは最終的にはまだまだずっと監視しなければならないのか、それとももうそろそろこの辺で絶ち切ることができるのか、その点どうでしょうか。

○産業課長（細川正善君） ここで計上しております監視ハウスは、堀委員お見込みのとおり、プレジャーボートの監視員が日報を作ったり、待機したりする場として用意しているものです。ですので、プレジャーボートをあそこから海に下ろしたり、海から揚げたりすることが続く限り監視ハウスは必要になってきます。

○10番（堀 清君） それはまず理解しました。その中で漁業者の漁船を当然上架するというような形の中でも現在の場所というのは使われているのですけれども、そういう中で管理者の要するにご都合で、例えば漁業者の上架を自分たちの都合だけで断ったりだとかというようなことがなされているという形の中で聞こえてきているのですけれども、そこら辺の現状は理解しておりますか。

○産業課長（細川正善君） 今のお話ですと、本来であればプレジャーボートというのは漁業活動に支障がない場所でやるのが本来なのですけれども、今のお話を聞くと要はプレジャーボートを優先させて、本来の漁業者にちょっと待ってくれというような感じで本末転倒になっているというように聞こえるのですけれども、そういう情報は私たちは押さえておりませんでした。

○10番（堀 清君） 町では漁組のほうにそこら辺の管理というのは当然委託しているのですけれども、結果的にはこの場所というのは結構いろんな形の経緯がございまして、そのことはまず別な問題なのですけれども、基本的には漁業者が優先でないというのが自分とすればやっぱり納得できないので、そこら辺のことは組合ときちんと話をして、管理者に対してご指導してもらいたいなと思います。

以上です。

○6番（高野俊和君） 今いろいろ聞いたのですけれども、139ページの18節の負担金補助及び交付金の中で農業次世代人材投資補助金がありますけれども、これたしか平成30年度から始まった事業で、新しい地域の就農者に対して3年間毎年150万ずつ補助するという、そういう事業だったと思いますけれども、そうでしたか。

○産業課長（細川正善君） 始まったのは29年度からです。最大で5年間で150万円を補助するのですけれども、その人の前年の所得に応じて150万だったり150万から減ったりする、最大で150万を5

年間という制度です。

○6番（高野俊和君） ということは、29、30、31が、今年1年で終わることになると思うのですが、この制度はこれで、来年になると思いますけれども、それでこの対象者が終わりになったら終了するという事業ですか。

○産業課長（細川正善君） まず、29年度から始まっていますので、令和3年までです。29、30、1、2、3で。基本的には新規就農者に対して支払われるものですので、新規就農者が5年たって農業の経営が安定に乗れば、それで補助金は終わります。ただ、新しい新規就農者が出てきて、この制度に当てはまる方であれば、また使うということにはなるのですけれども、取りあえず今もらっている方は令和3年で終わるということです。

○6番（高野俊和君） 大体内容分かりましたけれども、すると令和3年度にこの方以外に新しい就農者が出た場合には、またこのような制度が始まる可能性はあるということですね。そのときに、前回どうかあまり記憶ないのですけれども、制度としてこれを受けるのに難しい条件みたいなものはありますか。

○産業課長（細川正善君） 国の補助金をそのままトンネルするだけなのですけれども、当然国の補助なので、もろもろの条件はあります。一番分かりやすく言えば、認定農業者にならなければいけない、認定農業者になるためには営農計画をつくらないといけないだとかというようなもろもろの条件は出てきます。

○6番（高野俊和君） 仮の話で申し訳ないのですけれども、5年間という契約というか、それでもらうと思うのですけれども、仮に途中で就農者がやめた場合とか、そういう場合には例えば3年間もらっていた分は国の補助ですから、返還するとか、そういうことはあるのですか。

○産業課長（細川正善君） やめ方にもよるのですけれども、基本的には返さなくてもいいと。やめたからといって返さなくてもよろしいです。

○3番（真貝政昭君） 同じく同じ箇所でお聞きします。

平成29年から5年間で最大150万ということで予算額も同じと。ということは、1件しか実績がないというふうになりますよね。結局休耕地というのが全体の耕地の100%に近いような状況になってきていて、9割方休耕地って言っていませんでしたか。7割くらいでしたか。そこに対しての新規就農というふうになるのですけれども、新規就農は新たに出てこないというあたりの課題というのは何なのですか。

○産業課長（細川正善君） 新規就農者が新たに出てこない課題、大変難しい問題だとは思いますが、まず先ほど休耕地、遊休農地という言い方にしますけれども、は古平町はそんな9割とかではなくて、大体半分ぐらいです、農地の。新規就農者が出てこない課題、いろいろとあるとは思いますが、これは農業の問題だけではなくて、移住とか定住とかの問題にも絡んでくるのかなというふうに私は考えております。

○3番（真貝政昭君） 新規就農となれば若い世代というのがまず思い浮かぶのだけれども、医療のちゃんとしないとこには若い人は住まないというのがありますよね。だから、そういう面では古平町の今の現状というのは決定的に欠けていると。それを何とかすれというのは、これは政治的

な判断で、そういう考えを改めてもらわなければ駄目だということはあるのですが、それを抜きにして、新規就農を増やすためには近隣町村というか、事例を研究して、例えば何を耕作するかという、作物です。ハウス物でいくか、ハウスでなくて地物の野菜関係でいくかだとか、いろいろあると思うのですが、やはりここならではの目標を持つべきではないのかなというふうに思うのです。これ道の補助金がほとんどですから、プラス古平町の何がしかの補助をつけて、目標を持った新規就農というのを目指すべきではないのでしょうか。

○産業課長（細川正善君） その点につきましては、実際に他町村が単独で行っている新規就農対策などをもうちょっと研究して、今後の課題としていきたいなというふうに思います。

○3番（真貝政昭君） 半分空いているから、ここは余市とも違って、ある面穏やかな地域でありますよね。日照の点では余市よりは劣るけれども、風水害の影響を比較的受けないで来た地域というメリットもあります。それと、駅まで20分くらいのところですから、医療とかを抜きにすれば、教育も抜きにすれば、利便性はそんなに悪くはないと思うのです。余市、仁木に比べたら格段に差はありますけれども、そんなに捨てたものではないというふうに思うのです。積丹を見ると、なぜ古平通り越して積丹に新規就農とかで行くのかというのを研究していただきたいと思う次第です。

それで、次です。その下に150周年植樹、桜広場整備委託料が5万円と過年度植樹分下刈り整備委託料、これは同じだと思うのです、場所は。それで、150周年のあそこ、桜植えたの去年でしたか。31年度でしたっけ。30年度でしたっけ。

○産業課長（細川正善君） 桜を植えたのは30年度です。

○3番（真貝政昭君） 31年度で予算で50万の整備委託出ていましたけれども、実際に植え替え等やったのは実績は何本で幾らくらいだったのですか。

○産業課長（細川正善君） 実際には、当初は桜の木、植え替える予定であったのですが、あれは植え替えるに当たって財源を森林環境譲与税というものを使って植え替える予定だったのですが、その森林環境譲与税の使い道としては適していないでしょうということになりましたので、ちょっと森林環境譲与税を充てることができなかったことから、植え替えは31年度、令和元年度は行っておりません。不執行になっております。不用額といたしました。

○3番（真貝政昭君） それで、今年この予算だとそのままの状況だということなのでしょう。植えた後の実態を見ると、大体三、四割はいかれているという状況でしたけれども、実際に見てもなぜここに植えたのかというのを首かしげるような状況のところ植えてしまったのだけれども、その後はそのままの状態ですか。元気にこれから伸びそうだというのは半分くらいのかなという気がするのですが、実際はどうなのですか。

○産業課長（細川正善君） 昨年11月の終わりにちょっと教育委員会のお力を借りて、わんぱく王国の子供たちと一緒に冬囲いをしました。そのときに実際にこれから元気に育つであろう桜、それとちょっと元気がないなど、このままいたら死んでしまうなというのをさらにきちんと選別した結果、元気に育つであろうというのは114本でした。ちょっとまずいなというのが36本というような状況です。

○3番（真貝政昭君） 過去の事例だけでも、桜は小学校建設時に裏のほうに表土を剥いで埋め立てて、がんべつちですよね。そこに植えたやつはほとんど死滅か惨たんたる状況で、その失敗があるのに表土を持っていったところに、重機で踏み固めたところに150本も植えてしまうというのは冒険としか思えなかったのです。だから、これは失敗作の一例だと思います。残ったやつと上手に付き合っていくしかないと思うのですけれども、私はあそこら辺で遊びますけれども、熊が出る区域です。目撃談もしょっちゅう聞くし、実際痕跡もあそこら辺一带あるところですから、あその場所は不用意に入っていけないような場所なので、気をつけて管理する必要があると思うのです。特に小学生が1人とか、保護者の付添いなく行くようなところでないので、それこそじょっぺんかうだとか、そういうような管理が必要な場所だと思うので、老婆心ですけれども、やはりきちんと安全面、考えていただきたいと思う次第です。

それと、次です。水産になりますけれども、143ページです。上のほうの負担金補助及び交付金で浅海資源保護事業補助金が126万1,000円とあります。31年度の予算書を見ますと、156万3,000円と予算が減少をしております。平成31年度に、密漁防止のあれですけれども、どういうふうに縮小されるのか。監視時間の削減という形が出てくるのかなというふうに思うのですけれども、どのような状況を今年度は考えているのですか。

○産業課長（細川正善君） 監視の仕方は、31年度と令和2年度は変わらないです。ただ、補助金の金額が減ったのは、補助率が変更になったため減りました。基本的には漁協関係に補助するのは5割なのですけれども、この浅海資源の保護だけはもともと国の補助があった経緯から9割で補助していたのを3年間かけて5割まで落としていくということで、今その途中でありますので、補助金の金額が減ったということでもあります。

○3番（真貝政昭君） 3年間で5割に減らしていくという、令和2年度は何年目になるのですか。

○産業課長（細川正善君） 2年目です。

○3番（真貝政昭君） 総体は減るのでしょうか。総体が減るということでしょうか。

○産業課長（細川正善君） 基本的な考え方としては、補助対象経費の考え方は変わりませんので、総体は減らないです。それに掛ける補助率が今まで90%掛けていたのを75%とかというふうに補助率を減らしていつているので、金額が減っております。

○3番（真貝政昭君） そしたら、総体が変わらないのだから、漁協のほうの負担が増えるというふうに理解すればいいのですか。

○産業課長（細川正善君） 漁協というか、浅海部会に対する補助ですので、浅海部会の自己負担が増えるということです。

○3番（真貝政昭君） もう話合いはついていると思うのですけれども、浅海部会の自己負担が減る分についてはどのように手当てされるのですか。

○産業課長（細川正善君） 浅海部会の自己負担は減るのではなくて増えるのですけれども、その増える分は浅海部会の中で話合いをしていると思いますので、ちょっと私たちは分からないです。浅海部会の中でどのような取決めをしたのか、自分たちの持ち出しを、会費を増やしたとかいろんな方法があると思うのですけれども、そこは私たちは聞いていないです。

○3番（真貝政昭君） 何にしても総体が増えないということは、守られるということなのです。それで、道の補助額も最終的に決まっているから、これは自己負担ができないというので縮小という形になると、縮小された、総体が下がるということです。それに対してそれぞれの負担が決まるというふうに理解すればいいのですか。

○産業課長（細川正善君） 今道の負担とおっしゃったかなとは思いますが、この事業は町の単独補助の事業であります。総体が増える、増えないというところを先ほどからおっしゃっているのですが、総体はやる内容が31年度と変わらないので、基本的に車でのパトロールになりますから、そのときのガソリンの単価とかが上がれば当然のことながら総体は増えるのですが、ガソリンの単価が減ったら総体が減ったりする。補助対象経費としては私は先ほど変わらない、増えないとは言ったのですが、そういうような社会情勢によって変わることは若干あります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に6款商工費、144ページから149ページまで質疑を許します。

○3番（真貝政昭君） 147ページの温泉施設運営費で、指定管理料です。午前中の質疑の中で今年度まで、令和2年度まで東洋実業だったかな。でしたよね。ちょっと確認です。

○産業課長（細川正善君） そのとおりです。

○3番（真貝政昭君） それで、ここに平成29年、平成31年の予算書を持ってきているのですが、指定管理を続けていくという、そういう予算なのですが、この下の2段、沈殿清掃、それから温泉ポンプの取替えを除いた上の指定管理料が79万ということなのですが、以前の指定管理料の予算項目を見ますと、平成29年で150万、それから平成31年で138万6,000円というような数字が載っているのですが、何か変化があるのですか、指定管理者を変更していく段になって。

○産業課長（細川正善君） 基本的には変わらないのですが、ちょっと昨年とか一昨年の何か予算書と比べているようなのですが、昨年とか一昨年は消費税が5%から8%に変わったときに料金改定をしなかったで、その分の消費税分を町が負担していた、なので昨年とかおとしまでは金額が、指定管理料が多かったと。今年については料金改定をして、10%の消費税に対応した料金にしておりますので、その分の補填をしないということで、指定管理料が減っているということです。

○3番（真貝政昭君） それにしてもこの数字というのは少ないような感じはするのですが、全く今までと同じような形態で指定管理者を更新するということですか。令和2年度……令和2年といたら新年度までか。もう一年あるのだね。そういうことですね。今途中だね。この3月時点は。分かりました。勘違いしていました。

終わります。

○5番（梅野史朗君） 観光費です。147です。このところの負担金補助及び交付金のところの一

番最後のところの観光協会助成金60万2,000円でございますが、これについての使い道というのとはとも決まっているのでしょうか。

○産業課長（細川正善君） 観光協会助成金の60万2,000円の内訳ですが、通常分観光協会の運営費、事務費として30万2,000円、それと観光協会に加盟している会社がイベントに参加する場合、1社、1回分、1イベントについて5万円を限度にして出すと。それを6社分見えていますので、30万ということで60万2,000円を計上しております。

○5番（梅野史朗君） 6社計上しているというお話ですが、中身決まっていない、これからのお話で、どこに行くか分からないというふうに考えていいのでしょうか。

○産業課長（細川正善君） 中身は決まっておりません。こういう制度があるよということを会員に伝えて、会員の人が申請してきたらお支払いするという形です。実際には、毎年実績6社分計上していますけれども、3社しか、令和元年でいえば3社が実績報告で上げてきているというような状況です。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に7款土木費、150ページから157ページまで質疑を許します。

○3番（真貝政昭君） 153ページです。除排雪の業務委託、令和元年度、平成31年度の当初予算は7,500万と。それで、新年度は、昨年度は少雪で、道路除排雪の予算が大分浮いたという、そういう予想が立つのですけれども、大体的見通しとして今年度の道路除排雪でどれくらいで終わりそうな状況なののでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 令和元年度の排雪業務委託料の関係ですけれども、御存じのとおり今年度に関しましては少雪、暖冬でございます。そういったことから、除雪時間、排雪量ともに設計数量から大幅に減少しております。ただし、契約上契約金額の6割は保障するという契約になっておりますので、そういった形の精算になるかと今のところは考えております。

○3番（真貝政昭君） かつては7割という記憶があるのですけれども、6割というのは昔から変わらない数字なののでしょうか。最近の最低保障みたいな、変わっているのであれば説明をお願いしたいのですが。

○建設水道課長（高野龍治君） 過去7割という最低保障があったという記憶はございますけれども、最終的にその7割で最低保障したか否かというのは、今ちょっとお答えできる状況にはございません。ただ、平成13年と平成18年も最低保障しておりますが、このときは6割と聞いております。

○3番（真貝政昭君） 余市方面ですけれども、冬期の除排雪で年間の資金計画とか営業計画を立てている建設業者の言葉なのですけれども、今年の少雪は会社経営としては死活問題という話が伝わってきていたのです。そのとおりだと思います。以前少雪のときによくマンションの駐車場、除排雪請け負っている建設会社が少雪で倒産したというニュースも以前ありましたけれども、この6割という数字は自治体として除排雪をするときの共通の数字なののでしょうか。契約金額の最低保障は6割と。そこら辺ちょっと確認したいので。

○建設水道課長（高野龍治君） 今の最低保障の共通か否かという話ですが、本町は6割です。ただ、ほかの町に関しましては7割のところもあるだろうし、全くないところもあると聞いております。

○3番（真貝政昭君） 会社を経営する側にとっても、それからそこで待機させられる労働者にとっても、会社経営上順調に次の年につなげていくためにはこの最低保障というのはきちんと実行されるべきものだというふうに考えているのです。それで、動きについては契約時の幾らに設定するかというので決まってしまうわけでしょう、最低保障というのは。それは、年度によって待機する建設業者の待機人数だとか、そういうのを十分考慮すべきものではないかというふうに思うのですけれども、契約金額というのは例えば3年間なら3年間で平均的な数字を取って契約金額を決めるものなのか、どういうものなのでしょう。それによって最低保障がどれくらいになるかというやつが決まるので、やはり経営上重要な額に、数字になると思うのです。どういうふうにされているのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 予算の計上に関しましては、様々、その年によって大分違う年もあるかと思いますが、過去の実績を考慮した上で予算額、決定しております。ただ、それが実際に年度、年度についてぶれはありますけれども、予算の計上は毎年同じような額を計上していくというような形ではありますが、過去は7,000万というときもありました。ただ、物価上昇、労務費とか運転者の労務単価、上がったりと、あと燃料費が上がったりとかして、そういったときも考慮して予算決めてきておりますので、予算額につきましては年々上昇しております。そういった状況でございます。

○3番（真貝政昭君） そういう前提があるのであれば、契約金額というのはごく自然に議会等に公表されてしかるべきというふうに思うので、そこら辺のニュースというか、それは伝えていってほしいなと思います。

ちなみに、聞き漏らしがあったのかもしれませんが、最低保障されるということなので、幾らで額が決まりそうなのか数字が言えれば、予想でいいです。

○建設水道課長（高野龍治君） 令和元年度につきましては、予算、除雪の委託料としまして7,500万見ております。ほぼこの7,500万に応じた契約を行っております。なので、その60%、4,500万切るぐらいが6割の最低保障となろうかと思っております。

○9番（工藤澄男君） 151ページの工事請負費の道路ストック修繕というのが、これ去年とおとし今年で3年目だと思うのですけれども、去年の残り分を今年は998までやるということよろしいのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 道路ストック修繕、舗装修繕工事請負費ということで1,380万についてですが、予算の説明資料53ページに、ちょっと図面ちっちゃくて見づらいのですけれども、図面に図示しております。場所につきましては、中央通りの交点、中央通りと西大通の交点から道道まで、それと残りが沢江側の中通のほうになりますけれども、国道からずっと下がって行って、古平大橋の手前を合わせて171メートル予定しております。

○9番（工藤澄男君） 分かりました。

それから、その下の15節の道路維持用の原材料費、この材料というのは何ですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 具体的に何をかうというのとは決まっておりますけれども、例年でいえば道路に穴開いたときに緊急的に穴埋めする簡易舗装材が主な支出となります。

○9番（工藤澄男君） 私なぜ聞いたかという、古平大橋の上たまたま通るのですけれども、去年たしかあそこかなり穴埋め工事をしていたように思って、そしてきれいになっていたなと思ったら、今年もう既にすごい穴の数で、車がかたがたいうぐらいなものだったのですけれども、それでちょっと今言ったのです。それで、それをまず課長、頭に入れておいてください。

それから、次ですけれども、153ページの委託料、除雪車両保管庫実施設計委託料とありますけれども、これも図面に場所が載っておりますけれども、この場所はどの辺なのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） これも説明資料54ページに掲載しておりますが、小さくてちょっと見づらいかと思います。申し訳ございません。栄団地あって、さかえ公園がございます。そのさかえ公園を住宅1棟を挟んだ、ちょうど開発の詰所の道路向かいといいますか、ちょっと土地的には三角になったような土地がございます。そこに建てようと今計画しております。

○9番（工藤澄男君） そうしたら、今開発が使っているところにある住宅の道路側の空き地の中へ造るといことで、それでいいですか。分かりました。

終わります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

ないようですので、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時08分

○委員長（岩間修身君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、8款消防費、158ページから161ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に9款教育費、162ページから183ページまで質疑を許します。

○10番（堀 清君） きちっとした年数分かりませんが、五、六年前に圧雪車を改良して、冬季間の子供たちのスロープを作るといような形の中であったのですけれども、現在圧雪車は使われていないように聞いているのですけれども、どういう状況ですか。

○教育次長（本間克昭君） 小学校のスロープに使っている圧雪車なのですけれども、31年度からは使っておりません。

○10番（堀 清君） まず、そのものというのはいもう使うことができないような状態なのですか。

○教育次長（本間克昭君） 圧雪車につきましては、部品の取り押さえ、修理が今難しいということ、それとあと修理するにしても多額の費用を要していますので、今は使用をやめております。

○10番（堀 清君） まず、今そういう状況だということになると、そのものを要するに最終的には転売するだとか財産から落とすだとかといった形のものというのを考えているのですか。

○教育次長（本間克昭君） 今圧雪車、どこかに転売できないかということをお願いで、探してもらっています。それちょっと今のところ見つかっていないのですけれども、最悪の場合、鉄くずとして転売できないかを考えております。

○6番（高野俊和君） 初めに、164ページの外国指導助手ですけれども、現在いるデバンさんは今年3月で任期、契約終了でしたでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） 現任のALTにつきましては、今年の7月いっぱいまでが任期です。

○6番（高野俊和君） この外国語指導助手につきましては、3年間で代わっておりますけれども、7月で任期終了ということになりますと、この事業がこの後7月以降も続くのか。続くとしたら、次に任用される人の心当たりはしてあるのか。どうなのでしょう。

○教育次長（本間克昭君） ALTの任期なのですけれども、4月いっぱいではなくて7月いっぱいです。それで、ALTなのですけれども、基本的には3年目までが任期なのですけれども、最長5年目まで延ばせることとなっております。それで、本人との調整が必要なのですけれども、それがもし駄目であってもJETという団体を通してALTの派遣をお願いしておりますので、今後もそのようになるかと思えます。

○6番（高野俊和君） なるほど。そしたら、仮に本人終わるとしてもこの事業自体は続いていくということでもいいのですか。

○教育次長（本間克昭君） 予算を確保しながら、できれば続けていきたいと考えております。

○6番（高野俊和君） 次に、173ページの18節の負担金補助及び交付金の中で中体連の全道大会参加助成金が載っているのですけれども、古平町は中学校クラブ活動とそのほかに少年団活動もあると思うのですけれども、クラブ活動が何団体で、少年団は多分柔道、剣道、それだけかなと思うのですけれども、トータルで何団体ありますか。

○教育次長（本間克昭君） 中学校の部活については4団体です。それと、少年団については野球、剣道、柔道の3団体だと思います。

○6番（高野俊和君） ここに中体連の参加費が書かれてありますけれども、少年団活動、柔道、剣道もそうですけれども、この団体が全道大会に参加の資格を取った場合には中体連の活動としてみなされると思うのですけれども、ここに書いてある30万というのはその全てを含めて全道大会に参加したときの予算額として載っているわけでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） この30万につきましては、細かい計算、積算した上での金額ではありません。出場する場合にこの30万円の中でできるだろうという考えです。それで、実際に全道大会出場が決まって積算した結果、これで足りないようであれば補正予算なりで対応しなければいけないと考えています。

○6番（高野俊和君） 難しいと思いますけれども、ここ二、三年でクラブ活動で全道大会に出場した団体はありますか。

○教育次長（本間克昭君） 記憶なのですけれども、たしか平成29年、柔道で1名……

(何事か言う者あり)

○教育次長(本間克昭君) はい。

(「クラブ活動」と呼ぶ者あり)

○教育次長(本間克昭君) クラブ活動では、たしかバドミントンの新人戦で1名参加したことがあったと思います。

○6番(高野俊和君) 少年団活動のほうは、柔道のほうは、次長言われたとおり、1人参加しております。そのときは委員会にお世話になっておりますけれども、難しい質問で申し訳ないですけれども、今年度全道大会に参加しそうな感じのあるクラブ活動ってありますか。

○教育次長(本間克昭君) 正直言って分かりません。

○4番(寶福勝哉君) 179ページの12番の公設スポーツクラブ運営業務委託料なのですけれども、この事業については幼児及び小学校低学年の児童の体力向上のためにB Gで行われている事業だと思えるのですけれども、ちょっと聞いた話によると、補助金のほうが本年度で切れてしまって、事業の継続という部分で今後どうなっていくのかという、子育て世代のお母さん方からよく聞かれるのですけれども、今後どういった形になっていくか、現状で分かる時点でいいので、教えてください。

○教育次長(本間克昭君) スポーツクラブにつきましては、今現在3年目を迎えております。来年度は4年目ということになります。それで、当初補助金つくかつかないかちょっと微妙なような感じだったのですけれども、財政のほうで折衝した結果、道の補助金、つく見込みとなっております。それで、来年度につきましては予算、それと事業内容をちょっと検討しながら1年間進めていきたいと考えております。

○4番(寶福勝哉君) 先日この件に関してアンケートをここ利用している各家庭に回したと思うのですけれども、今自分のほうで1家庭の利用料が幾らというのはちょっと把握していないのですけれども、利用額についてのアンケートをされたと思うのです。今後補助金がつくかつかないかによって変わってはくるのでしょうかけれども、利用額って今までと変わらないのか、やっぱり上がっていくことも想定しながらなのか、ちょっとお答えできますでしょうか。

○教育次長(本間克昭君) 利用額につきましては、この事業始まった当初なのですけれども、都会と古平町のような地方、民間のスポーツクラブとある場所、ない場所の格差をなくしたいということで始めた事業であります。それで、都会におきましても同じような同様の事業を受益者負担として大体1万円から1万5,000円ぐらい支払っているようです。そこまでいかないにしても、古平町としても受益者負担、これから検討しながら金額を定めていきたいと考えております。

○8番(山口明生君) 177ページの真ん中ぐらいの委託料の辺りなのですけれども、図書システムの導入委託料、または利用料、あとパソコン等購入費というふうにあるのですが、この図書システムというのはどういうシステムなのかを教えてくださいなのですが。

○教育次長(本間克昭君) この図書システムにつきましては、複合施設できた段階でその中に図書館、設けられる予定となっております。それで、そのシステムによりましてどういう本が蔵書されているのか、あと貸出しする場合にもバーコード等で貸し出しできるようなシステムがこの図書システムでございます。

○8番(山口明生君) では、新しく施設ができる前の前段階の準備という形も兼ねていると考えてよろしいのでしょうか。

○教育次長(本間克昭君) 委員おっしゃるとおりで、新しい図書館に移行する前に今ある本を全て把握しなければならないということでございます。

○3番(真貝政昭君) 174ページなのですけれども、給食運営費で前年1,424万1,000円、今年度2,115万2,000円で、新たなところとして車庫設置工事請負費が出ているのですけれども、前年度に比べて700万くらい増なのですけれども、具体的に増えた箇所の説明をお願いします。

○教育次長(本間克昭君) 給食運営費の増加の主な要因なのですが、説明資料の59ページ、60ページに出ておりますとおり、車庫の設置と食缶等の購入費用が大きな要因となっております。

○3番(真貝政昭君) それで、栄養士の教職の方が退職という説明でしたか。包括業務で栄養士が派遣されることになると思うのですが、給食センターにびっちりフルタイムでということなのです。それで、栄養教育の関係がありますでしょう。それで、従来と今後でどのようにその点関わってくるのか。栄養教育というのは、教育の一環として授業に取り組みれていくと思うのですけれども、そこら辺どのような状況になっていくのか説明をお願いします。

○教育長(石川忠博君) 真貝委員のご質問にお答えいたします。今の人事の関係もありますので、私のほうからお答えいたします。

栄養教諭については、道教委の職員として栄養教諭が配置されますので、そういう意味では教育環境については同じ内容、もしくはもっと充実させてもらいたいなと思っております。

以上です。

○3番(真貝政昭君) 学校教育の関係のそういう関係と給食センターの栄養士って全く切り離された状況で今後いくという押さえ方でよろしいですか。

○教育次長(本間克昭君) 現在包括委託されている給食の部分なのですけれども、調理員のみでございまして。そして、今でも栄養教諭はあくまで道費の栄養教諭ですので、学校の食の教育、それと給食センターの献立等を作る関係は、全て道費職員が行っております。

○委員長(岩間修身君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) ないようですので、次に10款災害復旧費、11款公債費、12款諸支出金、13款職員給与費、14款予備費、184ページから193ページまで一括質疑を許します。

○3番(真貝政昭君) 186、187になりますけれども、公債費の元金返済の件です。それで、前年度、本年度出ていますけれども、直近の財政シミュレーションで議会に提示されたのは貞村さんが町長になった初年度の9月に出されていますけれども、あの財政シミュレーションですとこの元金の返済状況というのは平成何年度まで出されていましたか。

○総務課長(松尾貴光君) 手元にございませぬので、お答えできません。

○委員長(岩間修身君) ほかにございませんか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) ないようですので、これで一般会計歳出の質疑を終わります。

それでは次に、一般会計予算、歳入の質疑を行います。

予算書22ページ、1款町税から37ページ、3款利子割交付金まで質疑を許します。

○10番（堀 清君） ページ数が23ページ、滞納繰越分なのですけれども、様々な税金の中で滞納繰越分が出されております。それは、あくまでも前年度の実績で構わないのですけれども、直営で町のほうで滞納分の徴収と当然広域にも取立て厳しいやつは出していると思うのですけれども、そこら辺の細かい金額が分かればお知らせください。

○町民課長（五十嵐満美君） 申し訳ありません。今2年度の広域連合への引継ぎは協議の最中でして、対象者となられる方に予告書等送付している最中で、確定しておりません。昨年度の数値については、現在持ってきておりません。滞納については、例年大きく増減はございません。

○10番（堀 清君） せんだってでも広域での会議あったのですけれども、広域では要するにそういう滞納分の徴収は頑張っているというような形の中の答弁、総務課長のほうでやっていたので、結果的には広域に出さないような形の中で徴収できるものは、極力町内で徴収してもらおうというような形の中で考えてもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に38ページ、4款配当割交付金から43ページ、6款法人事業税交付金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に44ページ、7款地方消費税交付金から49ページ、9款地方特例交付金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に50ページ、10款地方交付税から57ページ、12款使用料及び手数料まで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に58ページ、13款国庫支出金から64ページ、14款道支出金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に68ページ、15款財産収入から73ページ、17款繰入金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に74ページ、18款繰越金から83ページ、歳入の終わりまで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、ここで一般会計予算全体を通して歳入歳出一括で、1人2件まで質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) ないようですので、これで令和2年度古平町一般会計予算の質疑を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時33分

○委員長(岩間修身君) 会議を再開いたします。

◎延会の議決

○委員長(岩間修身君) ただいま一般会計予算審議が終わりました。

質疑の途中ではありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決まりました。

◎延会の宣告

○委員長(岩間修身君) 本日はこれで延会いたします。

なお、あす18日の委員会は午前10時から開会いたします。

延会 午後 2時33分